

義務教育費国庫負担制度堅持と定数 配置基準の改善を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の地方財政力による格差をなくし、教育の水準の維持向上を図る制度として現行教育制度の根幹をなしているものである。

しかし、今日までに、旅費、教材費、共済費及び恩給費などを次々と国庫負担から除外・削減するなど、国庫負担制度の縮小・廃止を推し進め、地方財政に大きな影響を及ぼしている。

義務教育の水準の維持向上を図るには、義務教育費を財政事情のみの「三位一体改革」だけで議論することは極めて危険である。

学校事務職員及び栄養職員は義務教育諸学校において、重要な役割を果たしており、学校事務職員については、現行の複数配置基準の改善等が求められている。この給与費に対する国庫負担制度が廃止されるならば、各自治体の規模や財政力の格差によって、学校運営に重大な影響を及ぼすばかりでなく、義務教育の現行水準の確保に大きな支障をきたすこととなる。

よって、政府においては、義務教育費国庫負担制度の本来の趣旨に則り、定数配置基準の改善等、現行制度の一層の充実を図るとともに義務教育諸学校の事務職員及び栄養職員の給与費の国庫負担制度を堅持することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年（平成17年）6月24日

高 砂 市 議 会